

「参加体験型学習」 ってなに？

多文化共生センター・岩山 仁



特定非営利活動法人である多文化共生センターは、阪神淡路大震災における被災外国人支援活動の経験をもとに、国籍や言語、文化や性などのちがいを認め、尊重しあう「多文化共生社会」を実現するため、さまざまなプロジェクトを展開している民間ボランティア団体です。

岩山仁さんは、多文化共生センターのボランティアスタッフとして、数多くの参加体験型学習を実施しています。

みなさんはじめまして。

このコーナーでは、「参加体験型学習」の手法とその効用について、具体的な事例を挙げながら紹介していきます。

さて、最近、学校や職場の研修などでも、この「参加体験型学習」の手法が頻繁に取り入れられるようになってきましたが、まだ「参加体験型学習」ということばに耳慣れない方もいらっしゃると思います。そこで今回は、「参加体験型学習って一体どんなこと？」ということをご説明したいと思います。

「参加体験型学習」とは、聞いたり見たりといった従来の受身の学習方法とは異なり、文字通り、学習者が自ら参加し、体験することによって自ら学び取っていく学習の方法をいいます。

- ・ 聞いたことは忘れる
- ・ 見たことは覚える
- ・ したことは理解する

とは、孔子のことばだそうですが、たとえば、先生からある事例をもとに人権の尊重について教えられても、その問題に対して実感が伴わない場合、せつかくの話も「差別をしてはいけないのはあたりまえ」という印象しか残らないでしょう。そのような場合、自分が意識せずに行っていることが、結果として差別や排除につながることもあるのだ、といったことへの「気づき」そして「理解」には至らないと思います。

ですから、「参加体験型学習」ではワークショップ(共同作業)でほかの参加者と出会い、対話を重ねることによって、様々な視点があることに気づき、様々な考え方を吸収し、問題の所在を発見し、その解決策をともに考える、といったプロセスの中から学びを深めていきます。

たとえば、ワークショップの中で行われるアクティビティ(ゲームやロールプレイング、シミュレーションなど)で、実際に自分がマイノリティ(社会的少数者)の立場に立ったり、あまり意識せずにやったこと・言ったことが、誰かを仲間はずれにしていたり、傷つけることになっていたり、という経験をしてみると、自分の行動や他人の行動がどのように他の人に影響を与えているか、社会においてどのようなことが問題なのか、ということが実感を持って理解できます。

そのような実感を伴ってはじめて、社会の中にある様々な問題を、「他人事」ではなく自分自身の問題として考えられるようになるのだと思います。そして、自分自身の問題として考えられるようになったとき、自然と行動へと結びついていくはずですよ。そのような意味で「参加体験型学習」とは、単なる学習方法ではなく、そこから「社会参加」へとつながる第一歩であるともいえるのです。

では、次回からその具体的なアクティビティとその効用についてご紹介していきます。

知っていますか？ 人権施策

一人権尊重の社会づくりのために

様々な人権に関する問題が生じた場合、府民が身近にその解決方法について相談できるような総合的な相談窓口が必要です。

(財)大阪府人権協会では、次のような各種相談事業を実施し、市町村では、12ページに記載した府の人権相談推進事業に基づく相談窓口を開設し、人権に関する問題の解決や被害救済の一助としています。

①人権相談

専門の相談員による電話相談及び面接相談を実施しています。

- 電話相談 専用電話:06-6562-4040
- 面接相談 大阪人権センター2階 (財)大阪府人権協会
(大阪市浪速区久保吉1-6-12)
- 相談日 毎週月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 相談時間 10:00～17:00

②法律相談

大阪弁護士会の協力による無料法律相談を実施しています。

- 面接相談 大阪人権センター2階 (財)大阪府人権協会
(大阪市浪速区久保吉1-6-12)
※必ず電話予約して下さい。
(電話:06-6568-2983)
- 相談日 毎週金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 相談時間 13:30～16:30
- その他 1人30分程度で1回のみ